

年間2ヶ月半以上も 長時間・過密労働

重点要求

教職員の長時間過密労働を解消し、健康と安全を守るためにも
一教職員の増員、休憩時間の確保、事務的な仕事の軽減や書類の簡素化など、具体的な対策を講じること。
二各校の時間外勤務（平均及び最長）を引き続き公表し、その是正に取り組むこと。
三労働安全衛生法（及び同施行令）にもとづく「労働安全衛生委員会」については、早急に取り組みの具体化を進めること。
四市教委として「一年単位の変形労働制」の導入をしないこと。また、府教委へ「変形労働制」実施反対の申し入れを行うこと。

下表などは、高石市の『出退勤管理』による正確な時間外勤務時間（残業時間）です。

健康と命に 深刻な影響

小学校はもとより、中学校の現状は深刻です。
「月45時間以上」残業をしている教職員は、ほぼ毎月50%以上です。6月などは70%近い割合です。
これは、「1日7時間45分」の勤務時間を1年間働いた上に、追加で2カ月半以上働く計算になります。

高石市教委交渉

（十一月十八日）

②

1人あたりの時間外勤務時間							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	21年度平均
小学校	23	23	26	20	4.4	23	19.7
中学校	47	41	50	48	17	46	41.4

【市教委の文書回答】

長時間労働を防ぐ取り組みについては、今後も国、府への働きかけを継続してまいります。また、校務支援システムの導入により事務の軽減や適切な労働時間の管理ができるよう、取り組みを進めてまいります。

【交渉での追加回答】

①増員について努力している。来年度も非常勤講師の10校配置に向け、予算確保に努めている。
②長時間労働の解決は、教職員の増員が重要な役割を担っている。
③長時間労働は、健康に悪い影響を与えている。
④「変形労働制」について、高石市としては今のところ導入予定はありません。

正確に時間外勤務が記録される中でこそ、その是正の緊急性がはっきりします。
ためらうことなく出勤の正確な時間を記録しましょう。
教職員は、好き好んで時間外勤務をしているわけではありません。
その上で、過度な超勤になった時の責任は、管理する側にあるのは当然のことです。

高石 21年度 時間外勤務

45時間～80時間							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
小学校	29	26	47	11	0	22	人数
中学校	41	37	39	35	5	38	人数
80時間～100時間							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
小学校	0	0	1	0	0	0	人数
中学校	10	12	25	16	0	22	人数
100時間以上							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
小学校	0	0	0	0	0	0	人数
中学校	7	1	3	7	0	0	人数
合計(45時間以上の時間外勤務)							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
小学校	29	26	48	11	0	22	人数
定数200	15%	13%	24%	6%	0%	12%	%
中学校	58	50	67	58	5	60	人数
定数98	59%	51%	68%	59%	5%	63%	%

女性部 ガーデニング

12月4日（土）毎年大好評の『泉北教組女性部ガーデニング』が開かれました。今年もリル・シュル・ラ・リングさんの寄せ植えをしました。

講師の先生にいていねいに教えてもらいながら、とてもかわいい植木鉢に8種類もの色とりどりの植物を植えていきました。年末からお正月にかけて飾っておくのにぴったりのステキな寄せ植えが出来上がりました。

講師の先生からお世話の仕方も教えてもらって、春先まで楽しめ

るそうです。

寄せ植えが出来上がった後は、ひとときのティータイム。おいしいお菓子とお茶をいただきながら、次はおしゃべりに花が咲きました。

参加者からは、「毎年楽しみにしています。」「参加してよかった。かわいい寄せ植えができました。」

「また来年も参加したいです。」などの声が聞かれました。



教職員の生活と権利を守るため、泉北教組に加入しましょう

答】

□ 免許更新廃止は課題の多い制度時勢にかなったものです。新たな仕組みは、教職員の負担増にならないように大阪府を通じて意見を言います。

府教委がすすめる「教職員の評価・育成システム」の撤回を市教委として求めること。

(2)20年度交渉での追加回答

①この「確認内容」(15年度交渉分)をベースに、府教委に意見を言っている。

②20年度から「会計年度任用職員」も「システム」を行っている。

評価結果に「賃金リンク」は無く、次年度の任用にも全く関係がない。

学習指導要領の抜本的見直しを国に求めること。

【過年度の交渉での「確認事項」を確認】

☐ 19年度に行った交渉での追加回答

① 「道徳」の年間計画の変更は可能です。

② 追加の教材を必要に応じて使うことは可能です。

中学校「大阪府チャレンジテスト」に参加しないこと。また、中止を府教委に求めること。

「小学校すくすくテスト」は撤回するよう府に求めるとともに、同テストに参加しないこと。